

千葉県動物愛護管理推進計画（平成26年度改定版）
～人と動物の共生する社会の実現を目指して～

目次

- 第1 動物愛護管理推進計画の策定
 - 1 計画の目的
 - 2 策定の根拠
 - 3 住民等の意見の反映
 - 4 計画期間
- 第2 動物の愛護及び管理に関する現状と課題
 - 1 犬及び猫の引取り
 - 2 野犬等の捕獲
 - 3 所有明示措置
 - 4 殺処分数
 - 5 苦情及び指導助言数
 - 6 猫に係る問題
 - 7 動物愛護推進員と動物愛護管理推進協議会
 - 8 災害時における動物の救護
 - 9 狂犬病予防
 - 10 特定動物の飼養
 - 11 犬又は猫の多頭飼養
- 第3 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する目標と基本的な方針
 - 1 目標
 - (1) 引取り数
 - (2) マイクロチップ装着数
 - 2 連携、協働による施策の推進
 - 3 飼い主責任の徹底
 - 4 地域における取組に対する支援
- 第4 課題への取組
 - 1 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備
 - (1) 動物愛護管理推進協議会の設置
 - (2) 動物愛護推進員の委嘱
 - (3) 関係機関、関係団体等との連携、協力
 - (4) 人材育成
 - 2 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策
 - (1) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保
 - (2) 地域における取組に対する支援
 - (3) マイクロチップの普及の推進

- (4) 動物取扱業の適正化
 - (5) 実験動物の適正な取扱いの推進
 - (6) 産業動物の適正な取扱いの推進
 - (7) 人と動物の共通感染症に関する普及啓発
 - (8) 特定動物による危害の防止
 - (9) 犬又は猫の多頭飼養の適正化
- 3 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策
- (1) 普及啓発等
 - (2) 災害時動物救護活動マニュアル
 - (3) 体制の整備
- 4 動物の愛護及び管理に関する普及啓発
- (1) 各機関、各団体等との協働による普及啓発活動
 - (2) 各種教室等の開催制度の確立
- 第5 実施計画

第1 動物愛護管理推進計画の策定

1 計画の目的

「人と動物の共生する社会」の実現に向けて、千葉県が実施する施策の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的としています。

2 策定の根拠

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号、以下「動物愛護法」という。)第6条に基づく計画であり、平成18年10月31日に公表された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(最終改正：平成25年環境省告示第80号)に即して策定しています。

3 住民等の意見の反映

(1) 協議会における意見募集

動物の愛護を目的とする団体、獣医師団体及び関係業界団体の代表者並びに一般県民(動物の飼養者等)及び学識経験者で構成する千葉県動物愛護管理推進協議会(以下「協議会」という。)において、委員から意見をいただきました。(平成25年11月13日、平成26年5月27日)

(2) パブリックコメントによる意見募集

平成26年5月1日から5月31日の間、住民から意見をいただきました。

(3) 市町村への意見照会

県内54市町村(政令市、中核市を含む)に対して、計画の内容に関する意見照会を行いました。

4 計画期間

本計画の期間は平成26年度から平成35年度までの10年間としますが、毎年、計画の達成状況を点検し、施策に反映します。

また、社会情勢の変化を考慮し、平成30年度を目途として計画の見直しを行います。

第2 動物の愛護及び管理に関する現状と課題

1 犬及び猫の引取り

(1) 現状

ア 動物愛護法により、引取りを求められた場合には犬及び猫を引き取ることが都道府県等に対して義務付けられています。

この規定は、犬及び猫の安易な遺棄の横行、それによる野良犬や野良猫の増加とこう傷事故など人への危害の頻発という社会問題化していた状況に対処するため、犬及び猫の遺棄を未然に抑止していく具体的な方策として定められたものです。

イ 千葉県における犬猫の引取り数は、全国的に見ても非常に多い状況となっています。環境省発行「動物愛護管理行政事務提要」によると、平成24年度現在、犬猫ともに全国で3番目に多い頭数となっています。

ウ 引き取られた犬猫のうち、子猫が全体の約80%を占めており、さらに、その80%以上が「飼い主のいない（又はわからない）子猫」となっています。このことから、引取り数を減少させるためには、飼い主の適正飼養の徹底と遺棄防止策を図るとともに、みだりな繁殖を防止するため、不妊去勢手術の実施を推進し、飼い主のいない猫の増加を防ぐ方策が必要です。

エ 千葉県(千葉市、船橋市及び柏市を除く)では、平成17年度には引取り窓口を獣医師の資格を持つ職員が対応できるよう県の施設のみ(19箇所)とし、平成18年度からは飼い主からの引取りを有料としました。

また、平成23年度からは、事前相談制を導入し、新たな飼い主探しやしつけ方に関する助言を実行する時間を確保するため、原則として依頼日から2週間は引取りを行わないこととしました。

(2) 課題

不妊去勢措置や終生飼養などの飼い主責任が十分に果たされていない状況にあります。また、飼い主のいない猫の引取りを減少させることが必要です。

2 野犬等の捕獲

(1) 現状

ア 千葉県においては、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)及び各自治体の条例に基づいて、住民からの苦情や申し出等があった場合、「はいかい」等している犬を捕獲しています。

イ 昭和45年と昭和46年、野犬によって子供がかみ殺される事件が相次いだことにより、野犬等による危害や被害を防止するため、野犬の捕獲を強化していた時期があります。

ウ 現在では、捕獲数は年々減少傾向にあり、10年前に比べると60%以上減少しています。ペットを単なる愛玩動物としてではなく、家族の一員、人生のパートナーとして扱う人々が増えてきたことや屋内飼養など飼養形態の変化が要因

のひとつとして考えられます。

エ 千葉県における犬の捕獲は、平成 24 年度現在、全国で最も多い数(厚生労働省ホームページ参照)となっています。

(2) 課題

放し飼いや遺棄する飼い主が多いことから、飼い主責任の徹底と適正飼養に関する普及啓発が必要です。

3 所有明示措置

(1) 現状

ア 千葉県では、飼い主不明の犬を保護した場合、保護した場所の市町村の掲示板等で、その犬の情報を「公示」しています。

イ 千葉県動物愛護センター、千葉市動物保護指導センター、船橋市動物愛護指導センター及び柏市動物愛護ふれあいセンターでは、収容動物の写真をホームページ上で公開し、飼い主への返還率を向上させる取組を行っています。

ウ この 10 年間で飼い主のもとに戻る犬の割合は倍以上になりましたが、収容した犬のうち約 22%しか飼い主のもとに戻ることができていません。飼い主が迎えに来なかった犬たちは、新たな飼い主にもらわれていく犬を除いて殺処分されています。

エ 千葉県における返還率は、平成 24 年度現在、全国平均(33.0%)を下回っています(厚生労働省ホームページ参照)。

(2) 課題

保護した犬には、迷子札を含め、マイクロチップ、鑑札及び注射済票などの所有明示措置がなされていないことが多く、飼い主に連絡できない場合がほとんどです。

また、せっかくマイクロチップを装着していても、飼い主が登録をしていないために情報を検索できない場合があります。

4 殺処分数

(1) 現状

ア 捕獲された犬と引き取られた犬及び猫のうち、飼い主などが見つからなかった犬及び猫は殺処分されています。

イ 捕獲や引取りなど収容される動物の減少に伴い、殺処分数も減少しているものの、その数は全国上位です。

ウ 減少の要因の一つとして適正飼養の周知が徐々に浸透していること、さらに、犬及び猫の引取り指定場所の集約化、引取りの有料化、事前相談制の導入等が挙げられます。

エ 千葉県では平成 19 年度から再譲渡を目的としたボランティア(団体、個人)に対する譲渡を実施しています。

(2) 課題

殺処分される犬及び猫の数を減らすには、返還や譲渡により生存の機会を増やすことも必要ですが、捕獲や引取りにより動物が収容されないようにすることが最も重要です。

5 苦情及び指導助言数

(1) 現状

ア 苦情の例として、「畑を荒らして困る」、「庭に入ってきて困る」、「大きな犬が放れていて危ないので捕まえてほしい」、「近所の犬の鳴き声がうるさい」、「隣のペットの臭いがひどい」、「虐待をしている」など、多種多様な内容の申し出があります。

イ 指導や助言を求められる例として、「新しい飼い主を探してほしい」、「不妊去勢措置とはどんなものか」、「病気が治らない」、「鳴き声で近所から苦情を言われた」、「しつけを教してほしい」、「飼えなくなったので引き取ってほしい」、「逃げられたので捕まえてほしい」、「ペットが死んでしまったがどうしたらよいか」、「狂犬病の予防注射をしたい」、「犬の登録はどこで申請するのか」、「人間に対する狂犬病ワクチンについて知りたい」などがあり、多岐にわたる指導や助言を行っています。

ウ この5年間で、保健所等へ問い合わせのあった苦情及び相談件数の内訳をみると、捕獲依頼の件数は減少していますが、農作物を荒らされて困る、鳴き声がうるさい、汚物などによる悪臭が酷い、などの生活環境に関する被害の苦情及び相談件数が増加しています。

(2) 課題

ペットを飼養する世帯が増加していること、都市化の進展等による周辺環境の変化などにより、苦情となるケースが増加していることが考えられます。

また、苦情の原因となる不適正な飼養方法を改善するための普及啓発が必要です。

6 猫に係る問題

(1) 現状

ア 引取りを求められる犬及び猫のうち87%（平成24年度）が猫であり、その90%が子猫（91日齢未満）です。

イ 屋外飼養や飼い主のいない猫による、庭やゴミ荒らし、ふん尿、鳴き声などの迷惑問題が少なくありません。

ウ 猫については犬のような登録制度がないため、飼養頭数等が把握できません。また、首輪や迷子札等の装着や屋内飼養が徹底されていないことから、飼い猫、飼い主のいない猫の区別ができない状況にあります。

(2) 課題

ア 不幸な子猫が生まれないようにするため、不妊去勢措置をすることが必要ですが、飼い主のいない猫が多いことが問題となっています。

イ 飼い主のいない猫に対して、地域の同意を得ず、単に餌を与えるだけの行為が地域住民に対する迷惑やトラブルの増加につながっていることから、野良猫に餌を与える際の注意事項を周知するとともに、地域住民あるいは公園等の管理者が主体となって行う「地域猫活動」等の取組が必要とされています。

7 動物愛護推進員と動物愛護管理推進協議会

(1) 現状

ア 平成 20 年度に協議会を設置し、平成 21 年度に動物愛護推進員(以下「推進員」という。) 48 名を委嘱しました。平成 24 年度現在、推進員を 71 名委嘱しています。

イ 推進員の役割は「動物愛護と適正飼養の重要性の周知」、「不妊去勢措置に関する助言」、「譲渡のあっせん」、「行政施策への協力」、「災害時において国・県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力」などで、種々の問題を解決するための役割を担っています。

(2) 課題

ア 推進員については、県全域での県民への委嘱や、行政と連携した活動を推進していく必要があります。

イ 推進員の母体となる協議会は、推進員の委嘱方法や活動支援方法の改善について検討する必要があります。

8 災害時における動物の救護

(1) 現状

ア 千葉県では、「千葉県地域防災計画」に基づき、「災害時動物救護活動マニュアル」を作成して体制整備を進めており、平成 23 年度に公益社団法人千葉県獣医師会、公益財団法人千葉県動物保護管理協会及び千葉県飼鳥獣商組合と災害時動物救護に係る協定を締結しました。

イ 平成 23 年 3 月の東日本大震災発生に伴い、上記 3 団体と「千葉県動物救護本部」を設置し、県内及び東北 3 県の被災者が飼養する動物の一時預かりのあっせんや物資の提供等を行いました。

(2) 課題

ア 災害発生時には、各市町村に設置される避難所において、被災者が同行した動物の負傷及び病気の治療や飼養管理など動物救護活動への対応が求められます。

イ 模擬訓練や防災セミナー等による動物関係団体との協力体制の整備・強化及び飼い主が準備すべきこと(感染症予防措置、所有者明示措置、ケージの確保等)の普及啓発等により、あらかじめ災害に備えることも必要です。

9 狂犬病予防

(1) 現状

ア 我が国は、昭和 33 年以降、狂犬病の発生が認められていない世界でも希少な清浄国の一つですが、海外では多くの国で動物の狂犬病が流行しており、年間 4～5 万人もの人が狂犬病で死亡しています。また、平成 25 年 7 月に清浄国の一つであった台湾において、狂犬病が野生動物で確認されました。

イ 千葉県の子犬病予防注射実施率（子犬病予防注射実施数／登録数）は、平成 24 年度においては、72.9%となっています。

ウ 全国の子犬の飼養頭数は、登録数の約 2 倍の 1,200 万頭とする推計もあり、千葉県においても未登録子犬の存在が考えられます。

エ 我が国で子犬病が発生した場合、そのまん延を防ぐためには、国内で飼われている子犬の 70%以上に予防注射が実施されていることが必要とされています。

（2）課題

子犬病のまん延を未然に防止するためには、各地域における子犬の飼養状況及び飼養頭数を把握し、予防注射実施率を上げることが喫緊の課題です。

1 0 特定動物の飼養

（1）現状

ア 動物愛護法では、人の生命、身体又は財産に害を与えるおそれがある動物を「特定動物」として指定しており、その動物を飼う場合には許可が必要になります。

イ 平成 24 年には、他県において、特定動物であるクマや大型ヘビによる死亡事故が発生しています。

（2）課題

特定動物を飼養又は保管する場合は、県の許可が必要であり、適切な飼養管理について周知する必要があります。

また、特定動物の飼養者は、事前の逸走防止対策を図り、万が一、逸走させてしまった場合には、適正な危害防止措置が求められます。

さらに、関係機関等との特定動物の飼養に関する情報の共有を図る必要があります。

1 1 犬又は猫の多頭飼養

（1）現状

ア たくさんの犬又は猫を飼う場合、清潔な環境の確保が困難となり、適正な管理ができなくなる場合があります。

イ 飼い主が適正に飼養できる数以上に増やしてしまい、ついには世話ができなくなってしまう事例や虐待等につながる事例が発生しています。

（2）課題

虐待や飼養継続が困難となる事態を未然に防ぐため、早期に飼養状況を把握し、助言等の支援を行う必要があります。

第3 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する目標と基本的な方針

1 目標

みだりな繁殖の防止、終生飼養といった飼い主責任の徹底を図るとともに、責任の所在を明らかにする所有明示措置を推進することにより殺処分数の減少を図ります。

(1) 引取り数

殺処分される犬及び猫の約 95%（平成 24 年度現在）が引き取られた犬及び猫であることから、平成 35 年度までの 10 年間で引取り数の半減（平成 24 年度比較）を目標とします。

| 現状(平成 24 年度) | 目標(平成 35 年度) |
|---------------|---------------|
| 犬：680、猫：4,721 | 犬：300、猫：2,000 |

(2) マイクロチップ装着数

所有明示措置は、飼い主の意識の向上を通じて遺棄や逸走の防止に寄与するものであることから、平成 35 年度までの 10 年間でマイクロチップ装着数 200,000 頭を目標とします。

| 現状(平成 24 年度) | 目標(平成 35 年度) |
|----------------|-----------------|
| 50,500 (犬、猫、他) | 200,000 (犬、猫、他) |

※千葉県における AIPO（動物 ID 普及推進会議）データベース登録数

2 連携、協働による施策の推進

動物に係る問題は、地域に密着した問題から広域的な問題まで様々であり、その対応には千葉県だけでなく、指定都市、中核市、市町村、動物愛護団体等多くの機関等が関わっています。

こうしたことから、それぞれの機関や団体等の役割を明確にし、協働体制を構築します。

それぞれの役割等に係る考え方は以下のとおりです。

○ 千葉県

動物愛護に係る方向性を示し、広域的な事業の企画及び実施、普及啓発、国や関係機関等との連絡調整、危機管理対応、情報発信等を行うとともに、ボランティア等の行う地域活動については、指定都市、中核市を含めた市町村と連携して支援します。

また、人への侵害を防止するための犬の捕獲や、動物愛護法に基づく引取り等により動物を収容するため、動物愛護の観点から適正な管理を行い、収容動

物の健康状態に配慮する必要があります。

○ 指定都市・中核市

県と同様の役割と、市としての地域的な役割を併せ持っていることから、県と連携、協力するとともに、本計画の方向性に合わせ、地域の状況に応じた施策を実施していくこととなります。

○ 市町村

地域的な動物愛護関係事業の企画及び実施、普及啓発、地域に密着した苦情や相談等の対応、地元ボランティアとの連携や支援等を行います。

さらに、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射について推進するとともに、県と協力して必要な指導等を行います。

また、市町村における避難所設置等について、災害時の動物対策の検討が必要となっています。

○ 飼い主

動物を飼う前からその動物の生理、習性を理解し、最期まで面倒を見るといった、飼っている動物に対する責任と、法令等を遵守するとともに、他人に迷惑をかけない等の社会に対する責任を果たす必要があります。

さらに、飼い主一人ひとりがきちんと飼い主責任を果たし、それぞれの見本となることで、全体への普及が望まれます。

○ 動物取扱業者等

関係法令等を遵守することはもちろんですが、まずは自らが動物の飼養者としての責任を果たし、さらには、動物を飼おうとする人へ適切な飼養方法やしつけ及びマナーに関するアドバイスを行うことによって飼い主責任が果たされるよう指導していく立場にあります。

○ 県民

動物愛護思想への正しい理解と「人と動物の共通感染症」に関する正しい知識の習得、地域活動に対する住民相互の理解と支援、協力等を行うことによって、人と動物の共生する社会を実現することができます。

○ 推進員

地域における動物愛護の中心的な役割を果たすことが期待されており、動物愛護法により、以下の活動を行うことが規定されています。

- ・ 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- ・ 住民の求めに応じた、犬、猫等のみだりな繁殖の防止措置等に関する必要

な助言をすること。

- ・ 飼い主に対して犬、猫等の譲渡のあつせん、その他必要な支援をすること。
- ・ 動物の愛護と適正な飼養の推進のために県が行う施策への必要な協力をする

○ 動物愛護団体等

それぞれの地域で動物愛護活動を行っているので、役割としては推進員と共通します。行政との連携、協力を図るとともに、本計画の方向に合わせた活動を通じて、人と動物の共生する社会づくりを推進していくことが期待されています。

○ 動物病院等

獣医師会等の団体との連携により、飼い主への法令遵守や適正飼養等に関する助言を行うことによって、飼い主責任の周知を図ることが期待されます。

3 飼い主責任の徹底

動物の飼い主には、狂犬病予防法に基づく登録と狂犬病予防注射の実施など法律や条例を守るだけでなく、義務づけられていなくても周辺住民や通行人に迷惑をかけないように配慮するマナー、すなわち社会的責任が求められます。

また、飼っている動物に対する責任として、動物の本能や習性を理解した上で、家族の一員として最期まで面倒を見なくてははいけません。可愛いからといった安易な動機で飼い始めるのではなく、最期まで飼うことができるかどうか、家族で十分に検討する必要があります。

こうした飼い主責任を徹底していくことで、動物に関する種々の問題を減らすことができるだけでなく、殺処分数の減少、ひいては人と動物の共生する社会の実現につながる施策として考えています。

4 地域における取組に対する支援

動物に関する問題は、地域によって多種多様であり、その解決方法も、それぞれの地域で異なります。

そのため、地域における取組や問題解決の核となる推進員の委嘱やボランティア等の育成を行い、飼い主のいない猫に係る活動など、地域における取組を支援します。

第4 課題への取組

1 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備

(1) 動物愛護管理推進協議会の設置

動物愛護法第39条の規定による協議会を設置し、推進員の委嘱の推進、推進員の活動に対する支援、本計画その他動物の愛護及び管理に関することを協議し、協議内容については随時公開することとします。

なお、協議会については、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、学識経験者等、様々な立場の方を招集することで公平性を確保し、幅広い合意形成を得られる構成とします。

(2) 動物愛護推進員の委嘱

地域における動物の愛護及び適正な飼養について助言等を行うため、動物愛護法第38条の規定による推進員を委嘱します。

委嘱の方法や責務等については、協議会において検討し、決定することとします。

(3) 関係機関、関係団体等との連携、協力

意見交換会等を開催して情報の共有化を図るとともに、それぞれの役割を明確にすることにより、動物の飼養に起因する問題解決の効率化を図ります。

(4) 人材育成

地域における活動や災害時活動ができる人材を育成するため、専門的な知識や技術習得を目的としたセミナーやボランティア講習会を開催します。

ボランティア講習会受講者は「千葉県動物愛護ボランティア」として登録し、各事業への協力を求めます。

2 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策

(1) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

みだりな繁殖を防止し、終生飼養の徹底を図るため、動物の習性についての知識を広め、適正な飼養方法、禁止行為等について普及啓発を実施します。

ア 適正飼養に関する普及啓発

関係行政機関だけでなく、飼い主と接する機会の多い動物病院、動物取扱業者、ペット関連商品を取り扱う店舗等の協力を得て、ポスター、パンフレット、パネル等を設置し、飼い主に直接アピールできる場所を広げていきます。

イ 遺棄及び虐待の防止

捨て猫が多い場所に注意看板を設置したり、虐待を疑う事例が発生した場合には、警察との情報共有を図り、地域と連携して対応するなど、禁止行為の周知徹底を図ります。

(2) 地域における取組に対する支援

飼い主のマナー欠如による近隣への迷惑行為や飼い主のいない猫による問

題など地域に密着した課題に係る動物愛護管理活動を支援するため、以下の施策を講じます。

ア 推進員による地域活動の推進

推進員を委嘱し、地域における活動を支援します。

イ 地域における動物愛護団体等との協働体制の構築

子犬や子猫の引取りが多い地域において、不妊去勢措置に係る普及啓発活動を実施するなど、行政及び各団体等が一体となって動物愛護を推進する体制を構築します。

ウ 地域猫活動の支援

地域住民が主体となり、ボランティア及び行政が協働して実施する地域猫に関する活動については、「専門的知識を要する問題への助言及び資料提供」、「講習会等への講師派遣」、「不妊去勢手術」、「人材の育成」などの支援を行います。

(3) マイクロチップの普及の推進

自己の所有に係る動物であることを明らかにするための措置として行うマイクロチップの装着に関する知識及び当該マイクロチップの普及を図ります。

ア 所有明示(個体識別)措置の必要性の周知

イベント等におけるデモンストレーションやパンフレットを配布するなど、所有者だけでなく関係業者からもその必要性が図られるよう普及啓発に努めます。

イ 普及のための基盤整備

リーダー操作技術の向上やメーカー等との情報交換等を実施して読取り体制の充実を図ります。

(4) 動物取扱業の適正化

第一種動物取扱業者の登録制度の遵守を推進するとともに、犬猫等販売業に係る特例、幼齢の犬猫の販売のための引渡し・展示の禁止規定、現物確認・対面説明の義務化、第二種動物取扱業者の届出制度等について周知を図ります。

また、動物取扱施設への定期的な立入検査や、動物取扱業者を対象に、専門家等によるセミナー等を開催するなど資質向上のための機会を提供します。

(5) 実験動物の適正な取扱いの推進

動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものですが、その科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限り利用に供される動物の数を少なくすること等により動物の適切な利用に配慮すること、並びに利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によって行うこと(3Rの原則)を徹底することが必要です。

そのため、動物の生理、生態、習性等に配慮し、動物に対する感謝の念及び責任をもって適正な飼養及び保管をすること、実験動物の適正な飼養及び保管

により人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、周辺的生活環境を保全することについて、関係機関等の協力を得て、周知の対象となる施設等を把握し、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年環境省告示第 88 号）等の周知を図ります。

また、災害時における実験動物の安全の確保については、日頃からその対策を検討し、自主的な対応が執られるよう周知を図ります。

※「3Rの原則」とは…

国際的に普及している動物実験及び実験動物の福祉の基本理念です。

動物の苦痛の軽減(Refinement)、使用数の削減(Reduction)、代替法の活用(Replacement)のことをいいます。

(6) 産業動物の適正な取扱いの推進

産業動物の生理、生態、習性等を理解し、かつ、愛情をもって飼養するとともに、責任をもってこれを保管し、産業動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するため、関係機関等の協力を得て、周知の対象となる農家等を把握し、動物愛護法に基づく「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和 62 年総理府告示第 22 号）等の周知を図ります。

また、災害時における産業動物の取扱いについては、関係機関と連携し、情報共有を図ります。

(7) 人と動物の共通感染症に関する普及啓発

公衆衛生及び動物福祉の観点から「人と動物の共通感染症」について普及啓発するため、セミナー等を開催します。

また、犬の飼養状況調査及び狂犬病ウイルス抗体保有調査を実施し、その結果に基づいて狂犬病予防対策の必要性について啓発するとともに、狂犬病予防法に基づく登録と狂犬病予防注射並びに鑑札及び注射済票装着の周知徹底を図ります。

(8) 特定動物による危害の防止

特定動物の飼養者に対しては、逸走防止措置や周辺住民への危害防止が図られるよう、関係機関及び市町村等と情報を共有し、適切な指導等を実施します。

また、万が一、特定動物が逸走した場合には、人への生命、身体又は財産への侵害を防止するため、組織的な対応を執るとともに、情報収集及び関係機関への情報提供を迅速に行います。

さらに、逸走事故の状況を把握し、再発防止措置についても適正な指導等を実施します。

(9) 犬又は猫の多頭飼養の適正化

多頭飼養に起因する問題の発生を未然に防止する観点から、一定頭数以上の多頭飼養者を把握し、みだりな繁殖により頭数が増えてしまうことなどがないよう、関係機関等と連携し、必要な指導を行います。

3 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策

災害時においても、人と動物が安心して過ごせるようにするために、以下の対策を講じます。

(1) 普及啓発等

逸走防止、所有者明示、健康管理及びしつけ、預け先の確保等、災害時の避難に必要な準備をすることを普及啓発します。

災害の発生時は、自己又は他人の生命及び身体の安全の確保に支障を生じない限度で、速やかに犬猫等の動物を保護し、可能な限り同行避難することについて普及啓発を行うとともに、模擬訓練等を実施します。

また、避難所を運営する市町村に対して、避難住民の住環境等を考慮した動物の飼養場所や適正な飼養管理について助言等を行います。

(2) 災害時動物救護活動マニュアル

避難所や被災地における飼い主への支援活動や被災地における動物の救護活動などを円滑に行うため、必要に応じて、以下の項目を記載したマニュアルの見直しを行います。

- ア 負傷動物の保護、治療、保管
- イ 逸走動物の保護、収容、治療
- ウ 飼育困難な動物の一時保管
- エ 新たな飼い主探し
- オ 保護した動物の飼い主探し及び情報提供
- カ 被災地における飼養動物へのエサの配布
- キ 避難所等における適正飼養に関する助言等
- ク ボランティア等人材の管理等
- ケ 救援物資等の管理等
- コ その他動物に関する相談等

(3) 体制の整備

「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、県獣医師会、動物愛護団体、医薬品販売業者等と協定を締結するとともに、ボランティア団体、指定都市、中核市、市町村、近隣自治体との協議により、広域的に連携し、協力する体制を整備します。

4 動物の愛護及び管理に関する普及啓発

(1) 各機関、各団体等との協働による普及啓発活動

小学校などの教育機関や老人ホームなどの社会福祉施設等と協働し、学校飼育動物等各施設で飼養される動物の取扱いに係る啓発等を含め、動物の愛護及び適正な飼養管理について普及啓発を行います。

(2) 各種教室等の開催制度の確立

行政単独ではなく、知識や技術を有する各団体等との協働による各種教室等の開催を推進し、動物の生態や正しい飼い方などの知識や技術を提供します。

第5 実施計画

平成30年度の見直しまでの施策スケジュールは下表のとおりです。

| 施策 | 平成26年 | 平成27年 |
|--------------|---|-------|
| 普及啓発 | ← 所有者の責務（終生飼養・適正な繁殖）の周知 - - - - -> ← 各種セミナー等の開催 - - - - -> ← 適正飼養ガイドラインの推進員等による周知、活用 - - - - -> ← 各団体等との意見交換や事例検討等(年1回) - - - - -> ← 飼い主のいない猫対策・地域猫活動の周知 - - - - -> | |
| 遺棄及び虐待の防止 | ← 事例の把握 - - - - -> ← 禁止行為の周知 - - - - -> ← 地域における周知 - - - - -> | |
| マイクロチップの推進 | ← 普及啓発、登録促進 - - - - -> ← 各行事におけるデモンストレーション - - - - -> | |
| 動物取扱業の適正化 | ← 第一種登録制度の周知 - - - - - 第一種登録制度の徹底 - - - - -> ← 第二種届出制度の周知 - - - - - 第二種届出制度の徹底 - - - - -> ← 犬猫等健康安全計画の周知 - - 犬猫等健康安全計画の徹底 - - - - -> | |
| 実験動物対策 | ← 基準等の周知等 - - - - -> | |
| 産業動物対策 | ← 基準等の周知等 - - - - -> | |
| 災害時対策 | ← 被災動物收容の検討 - - - - -> ← 模擬訓練の実施 - - - - -> ← 平常時対策の周知 - - - - -> ← 防災セミナー等への参加(年1回) - - - - -> | |
| 人と動物の共通感染症対策 | ← 普及啓発セミナー等の開催 - - - - -> ← 犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底 - - - - -> 狂犬病抗体保有率調査の実施 | |
| 体制の整備 | ← 協議会の開催 - - - - - 協議会委員の委嘱 - - - - -> ← ボランティア登録の実施 - - - - -> ← 各団体等との意見交換や事例検討等(年1回) - - - - -> ← 各種協働事業の実施 - - - - -> | |
| 地域活動の支援 | ← 人材確保策の検討 - - - - -> ← 人材育成セミナーの開催(年1回) - - - - -> ← ボランティア活動の推進 - - - - -> ← 地域猫活動の支援 - - - - -> | |
| 点検と見直し | ← - - - - 達成状況の点検と施策への反映(毎年度) - - - - -> | |

| 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 |
|------------------------------|-------------------------------|---------|
|→ |→ | 見 直 し |
|→ |→ | |
|→ |→ | |
|→ |→ | |
|→ |→ | |
|→ |→ | |
|→ |→ | |
|→ |→ | |
|→ |→ | |
|→ |→ | |
|→ |→ | |
|→ |→ | |
|→ |→ | |
|→ |→ | |
|→ |→ | |
|→ |→ | |
|→ |→ | |
|→ |→ | |
|→ |→ | |
| ← 協議会の開催 - - - - - | 協議会委員の委嘱 - - - - - | |
|→ |→ | |
|→ |→ | |
|→ |→ | |
| ← 推進員の委嘱（人数・地域の拡大） - - - - - |→ | |
|→ |→ | |
|→ |→ | |
|→ |→ | |
|→ | 達成状況の点検と施策への反映（毎年度） - - - - - | |